

施工体制事前提出方式の試行概要

1 基本方針における位置付け

「入札制度等改革に係る基本方針」（平成18年12月28日福島県行財政改革推進本部）において、施工体制事前提出方式については、「不良不適格業者の参入を阻止し、公共工事における品質と安全、良質な労働条件を確保するため、入札参加者に工事費内訳書を提出させ、履行能力確認調査及び下請契約等の確認をする施工体制事前提出方式を導入する。」こととされている。

2 施工体制事前提出方式とは

施工体制事前提出方式は、入札参加者に、入札書に併せて工事費内訳書を提出させ、低入札調査において、これに基づく履行能力確認調査を行い、一定の基準を満たさない入札参加者は失格としている。

さらに、直接工事費について、具体的な下請予定業者と下請予定金額等を明記させ、契約締結後において、実際の下請契約内容と入札時点で提出された内容の整合性を確認している。

3 施工体制事前提出方式の試行

基本方針を踏まえ、本県においても、施工体制や履行能力についての事前確認調査を行った上で落札者を決定し、契約締結後に下請契約等の確認調査を行う施工体制事前提出方式を導入する。

（1）施工体制事前提出方式について

ア 施工体制等事前調査

施工体制等事前調査は、落札候補者から提出された「工事費内訳書」により、入札価格が適正に見積もられているかどうかについて失格基準等を設け確認調査を行う。

イ 施工体制確認調査

施工体制確認調査は、契約締結後、入札時に提出された工事費内訳書を基に、契約締結後に提出される下請通知書、下請契約書の写し、下請負報告書等により、適切に下請契約がなされているかの確認調査を行う。

なお、施工体制事前提出方式についての概念図及び事務フローについては、別に示すとおり。

(2) 不適切な施工体制等によるペナルティー

施工体制確認調査により不適切な施工体制と判断された場合には、入札参加資格制限や工事成績点の減点等により対処する。